



ご存知ですか？禁煙治療



【医師があなたの禁煙をサポート】

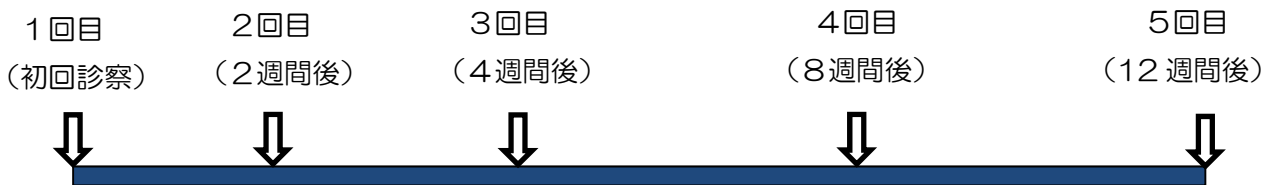
- ・医療機関で医師があなたの喫煙歴を把握し、貼り薬や飲み薬などの禁煙補助薬を使って治療します。自分一人で禁煙するよりもずっと楽に、そして確実に禁煙することができます。
- ・基準^{※1}を満たせば、健康保険等を使って12週間に5回の禁煙治療ができます。

【健康保険等を利用するには^{※1}】

1. 禁煙治療に健康保険等が使える医療機関を受診します（P4参照）。
2. 下記の4つの要件を全て満たしている（医療機関で確認します）。
 - ①ニコチン依存症の判定テストで、「ニコチン依存症」と診断された
 - ②プリンクマン指数が200以上（=1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数）
ただし、35歳未満の人は200未満でも対象となります。
 - ③ただちに禁煙を始めたいと思っている
 - ④禁煙治療を受けることを文書で同意している

※1 前回の治療の初回診察日から1年経過していない場合は、健康保険等が使えません。

12週間に5回受診：標準的な禁煙治療のスケジュール



◆初回診察の主な内容

- ・喫煙の状況、ニコチン依存症チェック
- ・一酸化炭素濃度を測定するなど喫煙状況やニコチン摂取量の客観的評価
- ・禁煙開始日の決定、禁煙補助薬の選択と説明
- ・禁煙にあたっての問題点の把握とアドバイス

禁煙治療終了です。

体調が良くなってくることを実感できます。禁断症状が続けば相談しましょう。



【禁煙でおこづかいが貯まります！】

健康保険等を使って禁煙治療を受けた場合、使用する薬にもよりますが、自己負担額3割の方で支払う費用は約 **13,000円～20,000円程度**^{※2}です。

※2 「禁煙治療のための標準手引書 第6版 2014（日本循環器学会・日本肺癌学会・日本癌学会・日本呼吸器学会）」より

【枚方市では費用の助成制度があります】

対象は枚方市民で令和2年4月以降に保険適用の禁煙治療を終了し禁煙できた方。事前に届出が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

内容は保険適用の禁煙治療でかかった医療費（薬剤費）、**最大20,000円**

※他の助成制度により自己負担額の減額や付加給付等を受けている場合はその額を除いた金額）

※禁煙治療終了後、半年間禁煙が継続した人にひらかたポイント1,000ポイントプレゼント